

## 第6回 鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会

令和4年2月10日  
Web会議

### 1. 開会

### 2. 議事

(1) 統合の形態について

### 3. その他

第7回 開催日 令和 年 月 日 ( ) 時 分～

### 4. 閉会

#### 配布資料

- 【資料1】事務局案について
- 【資料2】特別支援教育について
- 【資料3】「発達障がい」について
- 【資料4】事務局案1 1校統合
- 【資料5】事務局案2 2校統合（標準規模＋小規模）

# 事務局案について

## 提案理由

下記に記載の皆様からいただいた意見を踏まえ、前回検討委員会において多数の意見が出されていた「1校統合」(案)に加えて、学校規模に多様性があることを検討する必要性を考え、「2校統合(標準規模+小規模)」(案)に、案を具現化する場合の各制度等の条件整理を行い、【資料4】事務局案1及び【資料5】事務局案2として提案しますので、比較検討をお願いします。

### 1. 委員の皆様からいただいた質問・要望・意見等

(鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会 質問・要望調書)

統合に向けて 1校 or 2校(標準+小規模)で、絞っていったらどうかなと感じました。意見であった様に2校の場合、小規模を目的化した役割をもって、こういう学校を選べるんだよと言う魅力あるものを作っていくと鞍手のアピールにも繋がってくると思います。

以前の宮若市のアンケートをみると、生徒はプラス意見が多く、保護者意見ではマイナスが多い様に感じました。

だいたい生徒は環境に対応していくと思いますが、統合については保護者の納得が難しいと思うので、そこが大変だと思うし、子どもたちの為に！っという思いを伝えていくのが大事になってくるとし、具体的に必要だと思います。

### 2. 第5回検討委員会でいただいた意見

①  
条件整理を行わずにフリーで、どういう形態で統合するのかを選択するのは難しい。例えば自由選択制を採用するとか、ある程度事務局で条件整理を行った上で、どちらかを選択してもらうということが必要だと思います。

②  
学校をどこにするか、何校にするかも当然大切ですけど、やっぱり鞍手町として人口増加っていうのも併せて考えていかないと、今後このまま本当に鞍手町がなくなるんじゃないかっていう、何年か前にそういう話もあったくらいなので、少しでもプラス要素になるような統合をしていけたらいいんじゃないかなと思っています。



## 特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。  
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

(※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

### 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
<b>視覚障害者</b> 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字・図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	<b>弱視者</b> 拡大鏡等の使用によっても通常の文字・図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	<b>弱視者</b> 拡大鏡等の使用によっても通常の文字・図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
<b>聴覚障害者</b> 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。	<b>難聴者</b> 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	<b>難聴者</b> 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
<b>肢体不自由者</b> 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前身に損傷に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。	<b>肢体不自由者</b> 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に程度の困難がある程度のも	<b>肢体不自由者</b> 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
<b>病弱者(身体虚弱者を含む。)</b> 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	<b>(病弱者・)身体虚弱者</b> 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	<b>病弱者・身体虚弱者</b> 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	<b>言語障害者</b> 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。)で、その程度が著しいもの。	<b>言語障害者</b> 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
	<b>自閉症者・情緒障害者</b> 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	<b>自閉症者</b> 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの <b>情緒障害者</b> 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
<b>知的障害者</b> 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前身に損傷に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	<b>知的障害者</b> 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に程度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
		<b>学習障害者</b> 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの <b>注意欠陥多動性障害者</b> 年齢又は発達に不適合な注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の遂行に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(学校教育法施行令第22条の3)

(平成25年10月4日 初等中等教育局長通知)

(平成25年10月4日 初等中等教育局長通知)



## 「発達障がい」について

発達障がいとは、生まれつきの脳機能の発達の偏りによる障がいです。

得意・不得意の特性とその人が過ごす環境や周囲の人との関わりのミスマッチから、社会生活に困難が発生します。外見からは、分かりにくく、その症状や困りごとは十人十色です。

そのため、発達障がいの特性を「自分勝手」「わがまま」「困った子」などと捉えられ「怠けている」「親の育て方が悪い」と批判されることも少なくありません。しかし、特性ゆえの困難さ、環境を調整し、特性に合った学びの機会を用意することで、軽減されると言われています。

周囲の人が、その子の個性・能力・希望などを理解した上で、その子に合ったサポートをしていくことが大切です。

特性が理解されないまま「困った子」「出来ない子」として誤解され、叱られることで、やる気を無くすこともあります。不登校や引きこもり、うつ、反抗挑戦性障がい（反抗挑発症）といった二次障害を防ぐためにもこれらの兆候を見逃さず「困った子」ではなく「困っている子」として考え、早期にサポートする必要があります。

現在、通常の学級で発達障がいの可能性のある児童生徒は、平均で6.5%在籍するといわれています。

### 1 自閉スペクトラム障がい（ASD）アスペルガー症候群

(1) 社会的コミュニケーションや対人関係の困難さや、限定された行動、興味、反復行動などがあり、感覚に関する過敏性や鈍感性を伴うこともあります。

(2) 相手の表情や態度よりも、文字や図形、物の方に関心が強いです。

(3) 見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しが立つときはきっちりしています。

※ 感覚過敏性がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面での調整を行います。

(イヤーマフを活用する。大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える。人とぶつからないように居場所をつい立て等で区切る。エアコンの設備のある部屋を利用できるようにする。)

### 2 学習障がい（LD）

全般的な知的発達に遅れはありません。しかし「話す」「理解」は普通にできるのに、「読む」「書く」「計算する」「推論する」が努力しているのに極端に苦手な発達障害のことで、（縦読みを横読みしたりする。）

### 3 注意欠如・多動性障害（ADHD）

不注意（集中力がない）、多動性（じっとしてられない。思いつくと行動してしまう。）といった症状が見られる障がいです。次々と周囲のものに関心を持ち、周囲のペースよりもエネルギッシュに様々なことに取り組むことが多いです。

※ 短く、はっきりした言い方で伝える。気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示の配慮。ストレスケア（傷つき体験の寄り添い、適応行動が出来たときはこまめに誉める。）

#### ■鞍手町の特別支援教育の対象児童数

	通級指導教室			特別支援学級			
	入級中	要入級	小計	知的障害	自閉症・情緒障害	肢体不自由	小計
令和元年度	0	3	3	17	17	1	35
令和2年度	13	30	43	22	20	1	43
令和3年度	23	38	61	15	18	1	34

※ 要入級 … 通級指導教室に入級していないが、一部特別な指導が必要であると考えられる児童

※ 通級指導教室に入級する児童が急激に増加している。（保護者の子どもに対する障がいの理解が進んでいるため）

## 事務局案 1

## 1 校統合

校別		学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特学	合計
統合小学校	児童数	男	33	45	49	49	55	42		273
		女	30	44	37	58	54	72		295
		合計	63	89	86	107	109	114		568
	学級数		2	3	3	4	4	4	5	25

## 1. 基本事項

- ① 統合小学校の通学区域は、町内全域とする。
- ② 統合小学校の校舎は新設する。

## 2. 統合小学校に対する配慮の内容

- ① スクールバスを運行する。
- ② 1校あたりの児童数が増加することに対して、児童数に伴い配置される指導方法工夫改善、専科教員等の加配教職員等を活用し、習熟度別指導やチームティーチング等のきめ細やかな指導体制を整備する。

## 3. 2校統合と比較した場合の優位点

- ① 町内全児童が集約されるため、人口減少等を見通しても、学年毎の複数学級等を維持できる可能性が高い。
- ② 専科、指導方法工夫改善等の加配教職員の配置を受けやすい。
- ③ スクールカウンセラー等の人的資源や設備投資等、政策的経費を集中できる。

## 4. 懸案事項

- ① 発達障がいを含む大きな集団に溶け込むことが難しい児童の選択肢がない。
- ② 小規模校への就学を希望する児童及び保護者の選択肢がない。
- ③ 町内で転校することによる、新たな人間関係の構築（不登校防止等）が出来ない。

## 事務局案2

## 2校統合（標準規模校＋小規模校）

校別		学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特学	合計
統合A小学校	児童数	男	28	41	46	42	50	40		247
		女	25	40	30	55	48	64		262
		合計	53	81	76	97	98	104		509
	学級数	2	3	3	3	3	3	2	19	
統合B小学校	児童数	男	5	4	3	7	5	2		26
		女	5	4	7	3	6	8		33
		合計	10	8	10	10	11	10		59
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	

## 1. 基本事項

- ① 統合A小学校の通学区域は、統合B小学校の通学区域を除く、町内全域とする。
- ② 学校選択制のうち自由選択制を採用し、いずれの通学区域内の児童でも、希望をすれば通学区域と異なる小学校へ通学出来る。
- ③ 統合A小学校の校舎は新設、統合B小学校の校舎は、既存校の内の1校に必要な改修工事を実施して使用する。

## 2. 統合A小学校に対する配慮の内容

- ① 統合B小学校からの通学区域外通学児童を含め、スクールバスを運行する。

## 3. 統合B小学校に対する配慮の内容

- ① 児童数の減少により、複式学級の編成が必要となる場合であっても、町で教職員を雇用する財源を確保し、単式学級の編成を目指す。
  - ※ 教職員を雇用するための財源を確保する。
  - ※ その上で、小学校の教諭の免許状を有する者（以下「町費負担教職員」とします。）の雇用を目指す。
  - ※ 人材不足等により、町費負担教職員の雇用が実現できない場合でも、複式学級支援員は確保する。
- ② 通学区域外通学希望者が増加したことにより、1学年が30人を越える場合は、新規通学区域外通学希望者を対象として抽選を行う。
- ③ 少人数によるきめ細かな指導体制を生かす。
- ④ 統合A小学校からの通学区域外通学児童へ、スクールバスを運行する。

## 4. 1校統合と比較した場合の優位点

- ① 発達障がいを含む大きな集団に溶け込むことが難しい児童の選択肢となる。
- ② 小規模校への就学を希望する保護者の選択肢となる。
- ③ 転校による新たな人間関係の構築（不登校防止等）の可能性が残る。

## 5. 懸案事項

- ① 複式学級回避のための町費負担教職員の人材確保のための仕組みづくり。
- ② 小規模校へのニーズが無くなった場合の対応
- ③ 小規模校へのニーズが高まった場合に抽選となること。（3-②）